次期（2024年度）介護保険見直しの検討の現時点での評価

（2022年11月28日社会保障審議会介護保険部会資料等による）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （給付と負担）検討項目 | 主な内容 | 11月28日社保審介護保険部会資料「論点」の結論部分 | 評価 |
| （1）被保険者範囲・受給権者範囲 | 「40歳以上」となっている被保険者の年齢を引下げ | 「…引き続き検討を行うことが適当と考えられる。」 | 継続検討（次期見送り） |
| （2）補足給付に関する給付の在り方 | 低所得の施設入所者に対する居住費・食費の負担軽減を行う補足給付について、資産（不動産）の捕捉等 | 「…引き続き検討を行うことが適当と考えられる。」 | 継続検討（次期見送り） |
| （3）多床室の室料負担 | 老健施設・介護医療院の相部屋の室料負担導入 | 「…等を踏まえ、検討を行うこととしてはどうか。」 | 次期導入の可能性あり |
| （4）ケアマネジメントに関する給付の在り方 | 現在「自己負担なし」となっている、ケアマネジメントに利用者負担導入 | 「…等の観点からどのように考えるか。」 | 次期導入は見送り |
| （5）軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方 | 要支援者と同様に、要介護1・2の軽度者の生活援助サービス等を総合事業に移行 | 「…等の幅広い観点から、どのように考えるか。」  「今後、総合事業を充実化していくために必要な取組み・見直しとしてどのようなことが考えられるか。」 | 次期全面移行は見送り  ※総合事業見直し、対象拡大は検討 |
| （6）「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準 | 2割負担（一定所得以上）・3割負担（現役並み所得）の対象の判断基準見直し | 「…等を踏まえ、検討を行うこととしてはどうか。」 | 次期見直し実施の可能性高い  ※政令事項 |
| （7）高所得者の１号保険料の負担の在り方 | 標準段階の多段階化、高所得者の保険料負担引上げ | 「…等について検討を行うこととしてはどうか。」 | 次期見直し実施の可能性高い  ※政令事項 |